

【新旧対比表】

現行	改定後	
※赤字部分が改定または追加になった箇所です。		
LCカード会員規約		J/Secure2.0対応に伴う変更箇所
第2章 個人情報の取り扱い	第2章 個人情報の取り扱い	
第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）	第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）	
1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	
(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社またはJCB もしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。	(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社またはJCB もしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、LCカードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第11条等に基づき入会後に届け出た事項。	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる。）、勤務先、職業、LCカードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第11条等に基づき入会後に届け出た事項。	
②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。	②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。	
③会員のLCカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。	③会員のLCカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。	
④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCB が収集したクレジット利用・支払履歴。	④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCB が収集したクレジット利用・支払履歴。	

<p>⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。</p>	<p>⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。</p>	
<p>⑥当社またはJCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)</p>	<p>⑥当社またはJCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)</p>	
<p>⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。</p>	<p>⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。</p>	
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)</p>	○
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)</p>	○
<p>(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および本号④⑤に定める営業案内について当社またはJCB に中止を申し出た場合、当社またはJCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。</p>	<p>(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および本号④⑤に定める営業案内について当社またはJCB に中止を申し出た場合、当社またはJCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。</p>	
<p>① LC カードの機能、付帯サービス等の提供。</p>	<p>① LC カードの機能、付帯サービス等の提供。</p>	
<p>②当社またはJCB もしくは両社のクレジットカード事業その他の当社またはJCB もしくは両社の事業(当社またはJCB もしくは両社の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)</p>	<p>②当社またはJCB もしくは両社のクレジットカード事業その他の当社またはJCB もしくは両社の事業(当社またはJCB もしくは両社の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)</p>	
<p>③当社またはJCB もしくは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。</p>	<p>③当社またはJCB もしくは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。</p>	

<p>④当社またはJCB もしくは両社の事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。</p>	<p>④当社またはJCB もしくは両社の事業における宣伝物の送付等または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCB または加盟店その他等の営業案内、およびまたは貸付の契約に関する勧誘。</p>	
<p>⑤当社またはJCB が提携する企業から受託した宣伝物等の送付および電話・電子メール等によるご案内。</p>	<p>⑤当社またはJCB が提携する企業から受託した宣伝物等の送付またはおよび電話・電子メール等その他の通信手段等の方法によるご案内。</p>	
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>⑥刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</p>	
<p>(3) 本契約に基づく当社またはJCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。</p>	<p>(3) 本契約に基づく当社またはJCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。</p>	
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。</p>	○
<p>第23条 (ショッピング利用)</p>	<p>第23条 (ショッピング利用)</p>	
<p>1. 会員は、JCB、JCB の提携会社およびJCB の関係会社の国内および国外のJCB のサービスマークの表示されているJCB 所定規格のクレジットカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2 項から第5 項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または、役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p>	<p>1. 会員は、JCB、JCB の提携会社およびJCB の関係会社の認める国内および国外のJCB のサービスマークの表示されているJCB 所定規格のクレジットカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2 項から第5 項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または、役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p>	

<p>2. 会員は、加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、LCカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にLCカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>2. 会員は、加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、当社所定の方法により、LCカードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にLCカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p>	
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、LCカード情報等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、LCカード情報等を送信またはもしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>	○
<p>4. 両社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してLCカードの提示、売上票への署名等を行い、残高(署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。)についてはLCカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p>4. 両社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してLCカードの提示、売上票への署名等を行い、残高(署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。)についてはLCカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	
<p>5. 会員は、通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるLCカードの利用について、本会員は第41条第1項なお書きおよび第41条第4項に従い、支払義務を負うものとします。</p>	<p>5. 会員は、通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。またなお、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるLCカードの利用について、本会員は第41条第1項なお書きおよび第41条第4項に従い、支払義務を負うものとします。</p>	
<p>6. 会員のショッピング利用に際しては、当社の承認が必要となります。会員は、加盟店が当社にショッピング利用に関して照会することを予め承諾するものとします。なお、利用金額、購入する商品・権利、提供を受ける役務の種類によっては当社の承認を要しない場合があります。</p>	<p>6. 会員のショッピング利用に際しては、当社の承認が必要となります。会員は、加盟店が当社にショッピング利用に関して照会することを予め承諾するものとします。なお、利用金額、購入する商品・権利、提供を受ける役務の種類によっては当社の承認を要しない場合があります。</p>	

<p>7. ショッピング利用のためにLCカード(LCカード情報を含みます。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、LCカードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p>	<p>7. ショッピング利用のためにLCカード(LCカード情報を含みます。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、LCカードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p>	
<p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p>	<p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p>	
<p>(2) 当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはJCBにおいて会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p>	<p>(2) 当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはJCBにおいて会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p>	
<p>(3) LCカードの第三者による不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合、会員への事前通知なしにLCカードの利用を保留または断る場合があります。</p>	<p>(3) LCカードの第三者による不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合、会員への事前通知なしにLCカードの利用を保留または断る場合があります。</p>	
<p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードを誤って入力した場合、会員によるLCカードの利用を一定期間制限する場合があります。</p>	<p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるLCカードの利用を一定期間制限する場合があります。</p>	○
<p>8. 当社は、約定支払額(第36条に定めるものをいう。)が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のLCカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。</p>	<p>8. 当社は、約定支払額(第36条に定めるものをいう。)が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のLCカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。</p>	
<p>9. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p>	<p>9. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p>	
<p>10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにLCカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第20条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p>	<p>10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにLCカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第20条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p>	

<p>(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、LCカードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式</p>	<p>(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、LCカードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式</p>	
<p>(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、LCカードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式</p>	<p>(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、LCカードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式</p>	
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をLCカードを利用して購入する方式</p>	